

京都市告示第々々号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで、社団法人京都市獣医師会を京都市公金収納受託者とし、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を委託します。

平成19年3月30日

京都市長 梶本 頼兼

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)